

修正後	修正前
<p>(基本指針18頁)</p> <p>2. <u>農業者の高齢化、労働力の確保</u>への対応</p> <p>本市においては、60歳代に就農する割合が高いことから、60歳を過ぎてもまだ農業経験が浅い農業者が多くいます。農業経験が浅い農業者においては、病虫害発生時や不安定な気象に対する状況判断や対応に遅れが生じるなど、農業経営に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>また、<u>農業者の高齢化、労働力の確保</u>は、各農家の農業経営の継続だけでなく、都市の中の貴重な<u>農地としての生産緑地を維持確保</u>することが課題です。</p> <p>このため、農業者の経営支援に対して以下の対応が必要と考えます。</p> <p>〈対応〉</p> <p>○家族で農業経営を行うケースが多いことから、「家族経営協定」について周知を行い、<u>家族全員</u>で農業経営に主体的に参画して意欲と能力を存分に発揮できる環境づくりのサポートに努めます。</p> <p>課題2 <u>農業者の高齢化、労働力の確保</u>への対応</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;"><u>農業経営改善の充実</u> (実施事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手育成事業 ・農業団体指導・育成事業 ・各種農業団体における講演 ・家族経営協定締結推進事業 ・<u>農地所有適格法人設立支援事業</u> <p>(基本指針19頁)</p> <p>3. 農住混在化に配慮した安定的な営農活動</p> <p>農住混在化が進むことにより、近隣住民との間で耕作に係るトラブル</p>	<p>(基本指針18頁)</p> <p>2. <u>農業就業人口の減少・高齢化と後継者不足</u>への対応</p> <p>本市においては、60歳代に就農する割合が高いことから、60歳を過ぎてもまだ農業経験が浅い農業者が多くいます。農業経験が浅い農業者においては、病虫害発生時や不安定な気象に対する状況判断や対応に遅れが生じるなど、農業経営に支障をきたす恐れがあります。</p> <p>また、<u>農業者の高齢化、後継者や労働力の不足</u>は、各農家の農業経営の継続だけでなく、都市の中の貴重な<u>緑地を消失</u>させてしまうことが懸念されます。</p> <p>このため、農業者の経営支援に対して以下の対応が必要と考えます。</p> <p>〈対応〉</p> <p>○家族で農業経営を行うケースが多いことから、「家族経営協定」について周知を行い、<u>配偶者や後継者も</u>家族全員で農業経営に主体的に参画して意欲と能力を存分に発揮できる環境づくりのサポートに努めます。</p> <p>課題2 <u>農業就業人口の減少・高齢化と後継者不足</u>への対応と</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;"><u>後期基本計画の個別施策1</u> <u>都市との調和のとれた農業振興</u> <u>～都市型農業者に対するサポート～</u> (実施事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業の担い手育成事業 ・農業団体指導・育成事業 ・各種農業団体における講演 ・家族経営協定締結推進事業 ・<u>農業生産法人設立支援事業</u> <p>(基本指針19頁)</p> <p>3. 農住混在化に配慮した安定的な営農活動</p> <p>農住混在化が進むことにより、近隣住民との間で耕作に係るトラブル発</p>
<p>(基本指針19頁)</p> <p>3. 農住混在化に配慮した安定的な営農活動</p> <p>農住混在化が進むことにより、近隣住民との間で耕作に係るトラブル</p>	<p>(基本指針19頁)</p> <p>3. 農住混在化に配慮した安定的な営農活動</p> <p>農住混在化が進むことにより、近隣住民との間で耕作に係るトラブル発</p>

修正後	修正前
<p>発生の可能性が高まり、問題の内容によっては、円滑な生産活動を阻害し、安定した農業経営に悪影響を及ぼす場合があります。</p> <p>また、農業の機能である「食料の安定供給」のためには、適切な病害虫防除が有効となりますが、防除にあたっては、「安全・安心」が大前提とされています。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>農作業用道路や湛水防除施設については経年劣化が生じており、その機能維持に向けての補修・整備が必要となっています。風水害等に強い生産施設の維持は、安定した食料生産と地域住民の被災の回避を担保します。</p> <p><対応></p> <p>○生産者と農地周辺の住民との間で良好な関係の維持と信頼関係の構築に向けて、農業関係機関とともに環境に配慮した生産体制の確立に向けた指導と支援に努めます。</p> <p>○</p> <hr/>	<p>生の可能性が高まり、問題の内容によっては、円滑な生産活動を阻害し、安定した農業経営に悪影響を及ぼす場合があります。</p> <p>また、農業の機能である「食料の安定供給」のためには、適切な病害虫防除が有効となりますが、防除にあたっては、「安全・安心」が大前提とされています。<u>しかし、残念ながら、本市の農業者の多くは、農薬の使用に係る適切な記帳が十分といえない状況にあります。長年の経験によつて的確な農薬使用については習得していることと推測しますが、その的確性を客観的に証明できなければ、後々トラブルが生じた際の解決に大きな差が生じることとなります。</u></p> <p>また、農作業用道路や湛水防除施設については経年劣化が生じており、その機能維持に向けての補修・整備が必要となっています。風水害等に強い生産施設の維持は、安定した食料生産と地域住民の被災の回避を担保します。</p> <p><対応></p> <p>○生産者と農地周辺の住民との間で良好な関係の維持と信頼関係の構築に向けて、農業関係機関とともに環境に配慮した生産体制の確立に向けた指導と支援に努めます。</p> <p>○農薬事故の未然防止と市内産農作物の信頼性確保を目的として、農業関係機関とともに「生産履歴簿」を作成し、全農家に配布・周知に努め、安全・安心な生産意識の確立を図ります。</p>
<p>課題3 農住混在化に配慮した安定的な営農活動</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">農業経営改善の充実 (実施事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産履歴簿記帳推進事業 ・農薬の適正使用推進事業 ・環境保全型農業推進事業 ・農道補修整備事業 ・土地改良施設維持管理事業 ・湛水防除施設維持管理事業 	<p>課題3 農住混在化に配慮した安定的な営農活動</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>後期基本計画の個別施策5</p> <p>生産環境の改善</p> <p>～生産技術の向上・安全性の確立～</p> <p>(実施事業等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産履歴簿記帳推進事業 </div> <div style="text-align: center;"> <p>後期基本計画の個別施策2</p> <p>生産基盤の整備</p> <p>～圃場とその関連施設の維持管理～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道補修整備事業 </div> </div>

修正後	修正前
<ul style="list-style-type: none"> ・エコ農業推進事業 ・流山排水機場施設維持管理適正化事業 <p>4. 市民の都市農業への理解と協力</p> <p>本市のような都市農業の存続・発展を図っていくためには、市民と生産者の調和を常に最優先に考えることが重要となります。そのためには、「新鮮な農作物の消費者への供給」、「自然空間や緑地としての景観面で人々に対する安らぎと潤いの供給」、「市民が土に触れる機会の提供」、「災害時の避難場所となるオープンスペース」、「子どもたちの自然教育や食育の機会」といった農業や農地の機能が十分に発揮されることが必要と考えます。</p> <p>特に、「新鮮な農作物の消費者への供給」のための生産にあたっては、市場動向の見極め、消費者のニーズ把握、競合する他産地や他の生産者の状況確認など、自らの収益を確保するための取組みが必要となります_____</p> <hr/> <p>個人事業者である生産者が消費者ニーズを把握するための活動は、_____健全な農業経営を続けるためには効率的な生産・販売するための事前の活動は不可欠となります。</p> <p>_____本市の農業は消費地の中で行われていて、消費者である市民と容易に接触できる機会に恵まれています。このため、市民(=消費者)の農業への理解と協力を得られるために以下の対応が必要と考えます。</p> <p><対応></p> <p>○農地の小規模化等により生産量に限界のある生産者に対しては、効率的な収益確保のために<u>消費者の確保</u>とその顧客が求めるものを生産・販売するという営農方針への転換が図られるよう啓発と指導に努めます。</p> <p>○小中学校の食育の場において、農業や農地の多面的機能に対する理解が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の適正使用推進事業 ・環境保全型農業推進事業 ・エコ農業推進事業 ・土地改良施設維持管理事業 ・湛水防除施設維持管理事業 ・流山排水機場施設維持管理適正化事業 <p>4. 市民の農業への理解と協力</p> <p>本市のような都市部の農業の存続・発展を図っていくためには、市民と生産者の調和を常に最優先に考えることが重要となります。そのためには、「新鮮な農作物の消費者への供給」、「自然空間や緑地としての景観面で人々に対する安らぎと潤いの供給」、「市民が土に触れる機会の提供」、「災害時の避難場所となるオープンスペース」、「子どもたちの自然教育や食育の機会」といった農業や農地の機能が十分に発揮されることが必要と考えます。</p> <p>特に、「新鮮な農作物の消費者への供給」のための生産にあたっては、市場動向の見極め、消費者のニーズ把握、競合する他産地や他の生産者の状況確認など、自らの収益を確保するための取組みが必要となりますが、<u>「自分たちは生産して出荷し、販売するのは、商業者の役目」という意識からなかなか抜け出せていない状況にあります。</u></p> <p>個人事業者である生産者が消費者ニーズを把握するための活動は、<u>時間的にも困難</u>と思われませんが、健全な農業経営を続けるためには効率的な生産・販売するための事前の活動は不可欠となります。</p> <p><u>幸いなことに、</u>本市の農業は消費地の中で行われていて、消費者である市民と容易に接触できる機会に恵まれています。このため、市民(=消費者)の農業への理解と協力を得られるために以下の対応が必要と考えます。</p> <p><対応></p> <p>○農地の小規模化等により生産量に限界のある生産者に対しては、効率的な収益確保のために<u>自分のファンとなる顧客ユーザーの確保</u>とその顧客が求めるものを生産・販売するという営農方針への転換が図られるよう啓発と指導に努めます。</p>

修正後	修正前
<p>(生産調整)が進められてきましたが、<u>国において、平成30年度に廃止になりました。</u></p> <p>減反政策の廃止は、米の価格が下がることで長期的に見れば米の国内需要が回復することが期待されます。</p> <p>一方、<u>小規模農地の集約化とスケールメリットのある農地所有適格法人の誕生が期待されます。</u>つまり、小規模農地を所有する生産者は、農地貸し付けによる賃料収入を確保し、<u>大規模農家・農地所有適格法人</u>においては、スケールメリットを活かした経営が成り立つようになり、国内消費の拡大と輸出によって、国内農業が活性化するといい狙いがあるといえます。</p> <p>このように、本市においても農業が産業として存続するためには、効率的な生産体制に向けた農地の集約化と既存農業者の存続に加え、外部からの<u>農地所有適格法人</u>の参入が必要と考え、既存農地が良好な状態を維持するために生産者への啓発活動に努めてまいります。</p> <p>(2) <u>優良農地等の保全と活用</u></p> <p><u>優良農地等においては、地域の良好な農業生産環境を保全するとともに、地域特性をいかした新たな産業の創出となる土地活用事業を展開・実践していくことが必要と考えます。</u></p> <p><u>また、市民農園や災害時の防災機能を持ったオープンスペース等として貴重な緑地空間であることから関係権利者と協力して、良好な営農の場として、保全(集团的に存在する優良農地や区画整理地内の集合農地については虫食い・分断することなく保全)及び多面的な活用を促進します。</u></p>	<p>これまで40年以上にわたって国策としてきたいわゆる「減反政策」(生産調整)が進められてきましたが、<u>現在、国においては、TPP交渉参加に加え、平成30年度を目途とした減反政策廃止の方針を示すなど日本の農業の転換期を迎えています。</u></p> <p>減反政策の廃止は、米の価格が下がることで長期的に見れば米の国内需要が回復することが期待される一方、<u>小規模農地の集約化とスケールメリットのある農業生産法人の誕生が期待されています。</u>つまり、小規模農地を所有する生産者は、農地貸し付けによる賃料収入を確保し、<u>大規模農家・農業生産法人</u>においては、スケールメリットを活かした経営が成り立つようになり、国内消費の拡大と輸出によって、国内農業が活性化するといい狙いがあるといえます。</p> <p>このように、本市においても農業が産業として存続するためには、効率的な生産体制に向けた農地の集約化と既存農業者の存続に加え、外部からの<u>生産法人</u>の参入が必要と考え、既存農地が良好な状態を維持するために生産者への啓発活動に努めてまいります。</p> <p>(2) <u>新川耕地の土地利用</u></p> <p><u>旧松戸野田有料道路沿いに広がる新川耕地については、旧来から本市の水稲生産の中心地として発展していましたが、高齢化や後継者不在といった担い手の問題だけでなく、国の減反政策の影響や有料道路によって東西に分断され、農作業効率の低下や水はけ不良、沈下といった地質変化など外的な影響によって不耕作地が発生するようになり、農地所有者の65%が不耕作地を所有している状況にあります。</u></p> <p>また、「流山市農業生産動向アンケート」の結果では、<u>現在の水田農業者は、将来的に畑作に転換する意向がないことが明らかになり、更に新川耕地における農地所有者においては、今後の経営規模について、「現状を維持する」よりも「自分の代で農業をやめたい」が上回るなど、消極的な意向が確認されたことにより、今後も不耕作地が増加する</u></p>

修 正 後	修 正 前
<p>※ <u>分類1</u> についての記述は全文削除。</p> <p>(基本指針 2 2 頁)</p> <p>※ <u>分類2</u> についての記述は全文削除。</p> <p>※ <u>分類3</u> についての記述は全文削除。図面も削除。</p>	<p>ことが懸念されます。</p> <p><u>このため、新川耕地においては、それぞれの農地を3つに分類して対応を図ってまいります。</u></p> <p><u>分類1</u> 耕作が続いており、今後も良好な水稲生産に適している農地 耕作者（農地所有者）に対して、都市部の農業や農地の持つ機能 （「新鮮な農作物の消費者への供給」、「自然空間や緑地としての景観 面で人々に対する安らぎと潤いの供給」、「市民が土に触れる機会の提 供」、「災害時の避難場所となるオープンスペース」、「子どもたちの 自然教育や食育の機会」）について再認識を促すとともに、それらの機 能を理解した市民の支えのもとで、優良農地の有効活用の継続に向けた 支援に努めます。特に、旧有料道路の西側（下図のB、D、F、H、 J）については、良好な生産環境が維持されているため、将来にわたっ て保全に努めます。</p> <p>(基本指針 2 2 頁)</p> <p><u>分類2</u> 現在休耕しているが、今後良好な水稲生産地に再生可能な農地 休耕中の農地所有者に対して、都市部の農業や農地の持つ機能につい 再認識を促すと同時に積極的に自らの再耕作を促します。再耕作が困難 な場合は、農地として荒廃化が進行することのないように、除草等の適 正管理の徹底について指導を行い、農用地利用集積制度の活用につい ての啓発に努めます。</p> <p><u>分類3</u> 現在休耕中にあり、今後も生産に不適な農地 休耕中の農地所有者に対して、隣接する優良農地の生産活動へ配慮し た管理の徹底を求めてまいります。</p> <p><u>特に、旧有料道路の東側（下図のA、C、E、G、I）などに広がる 生産に不適な不耕作地については、農業以外の用途への活用に向けた意</u></p>

修正後

修正前

思決定がされた場合については、地域の発展に寄与する土地活用と周辺の生産活動に配慮した管理を求めてまいります。



課題5 その他（国策への対応、優良農地等の保全と活用）

課題5 その他（国策への対応、新川耕地の土地利用）

- ↑
- | | |
|--|---|
| <p><u>農業経営改善の充実</u>
（実施事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地利用集積推進事業 ・不耕作地の台帳整備と活用 | <p><u>農業への理解の促進</u>
（実施事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民農園事業 ・体験農園設立支援事業 ・地産地消推進事業 ・米飯給食における地産地消推進事業 |
|--|---|

- ↑
- | | |
|---|--|
| <p><u>後期基本計画の個別施策6</u>
<u>地域共生農業の推進</u>
～遊休農地・耕作放棄地対策～
（実施事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休水田適正保全管理事業 ・農用地利用集積推進事業 | <p><u>後期基本計画の個別施策7</u>
<u>新川耕地活性化の促進</u>
～新川耕地の活性化～
（実施事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新川耕地における体験農園・市民農園等開設支援推進事業 |
|---|--|

修正後	修正前
	<ul style="list-style-type: none">・<u>農作業受委託推進事業</u>・<u>不耕作地の台帳整備と活用</u> <ul style="list-style-type: none">・<u>新川耕地における耕作意向確認</u>・<u>不耕作地の再耕作啓発活動</u>